

平成31年4月11日

資料2-3

税・公金キャッシュレスについて

総務省自治税務局

ICTによる納税方法の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、納税方法は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上してきている。
 ※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 特に、個人向けの納税方法については、今後、更なる多様化が見込まれる。

<平成29年度における納税方法の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

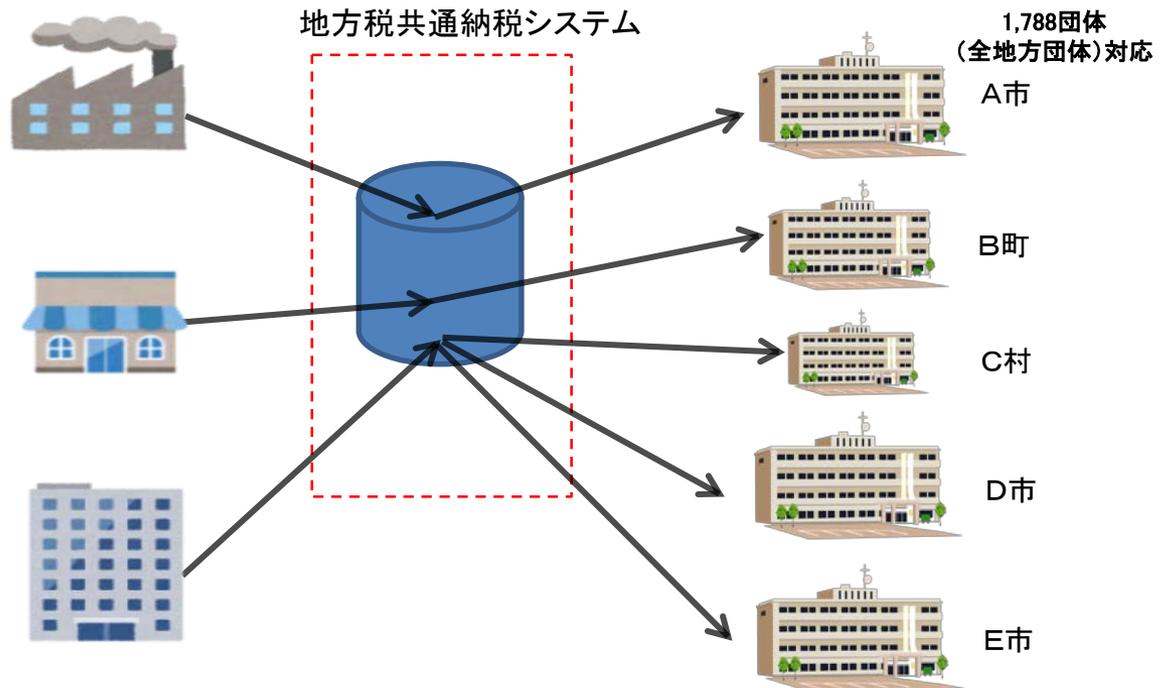
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者

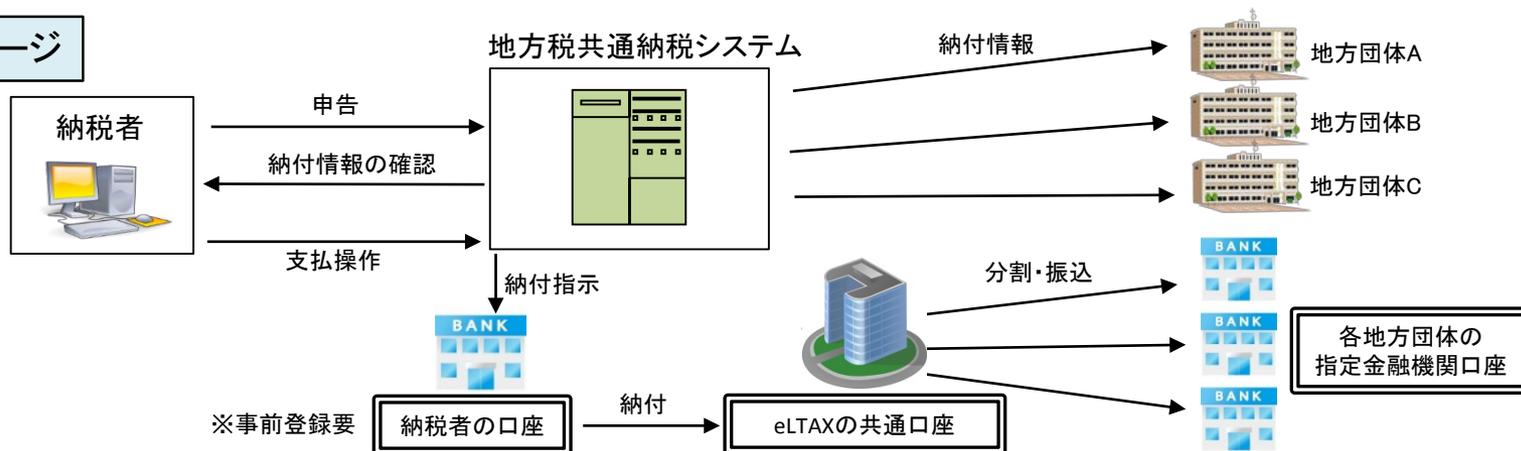
- 対象税目について、平成31年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。
- 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。
- ダイレクト納付※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)
- ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能

※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関

- 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。
- 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。
- 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。
- 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ



地方税共同機構の概要

- 地方税共同機構は、地方団体が共同して運営する組織(地方共同法人)である。
- 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成される。
地方税共同機構の予算及び事業計画は代表者会議の議決事項である。(認可等の事前の国の関与はない。)
- 地方税共通納税システムをはじめとする地方税共同機構の運営等経費は、すべての地方団体からの負担金で賅われており、システム改修等、負担金の増を伴う取組には、地方団体の理解が不可欠。



- したがって、地方税共通納税システムの活用拡大に当たっては、その行程について、地方税共同機構及び地方団体に丁寧に説明し、緊密に連携していく必要があることに、留意。

組織概要

